USPTO、コミュニティアウトリーチオフィス拡張に向けた取り組みを公表

2026年8月18日
JETRO NY 知的財産部
角張、赤木

USPTOは、8月18日付のプレスリリース[1]で、米国南東部地域[2]へのコミュニティアウトリーチ（エンゲージメント）オフィス拡張の一環として、ノースカロライナ州への新たなオフィスの設置を公表した。
プレスリリースによれば、今般新たに設けられるコミュニティアウトリーチオフィスは、ノースカロライナ州立大学に設置され、ノースカロライナ州地域のイノベーション・エコシステムのハブとして、同地域の発明者・起業家・小規模企業などに対して知的財産保護に関する支援を行うと説明されている。

今般のオフィスの設置は、本年7月に公表されたジョージア州・アラバマ州における設置[3]とともに2月実施の意見募集[4]の結果を踏まえたものであり、2022年に成立した「Unleashing American Innovators Act of 2022（UAIA法）[5]」に基づくものとされる。同法では、施行から5年以内（2027年12月29日まで）に少なくとも4カ所のコミュニティアウトリーチオフィスの設置が義務付けられているところ、今般の設置で6カ所目となる。

USPTOは、今回選定されたノースカロライナ州に関して、ノースカロライナ州立大学や隣接するデューク大学などの大学機関における年間合計39億ドルの研究開発投資を背景として、同地域における特許出願件数が2019年から2024年までの5年の間に35%増加していると説明している。

また、USPTOでは、8月17日付官報[6]で、アリゾナ州やテキサス州など計6州[7]を含む米国南西部地域への新たなコミュニティアウトリーチオフィスの設置に関して、その設置場所や果たすべき役割などについて意見募集が開始されており、各地域における同オフィス拡張に向けた取り組みが進められている。

（以上）

[1] USPTO selects North Carolina for its expanding community engagement infrastructure
[2] バージニア州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州、フロリダ州、テネシー州、アラバマ州、ミシシッピ州、ルイジアナ州、アーカンソー州の10州。
[3] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2026/20260707.pdf
[4] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2026/20260302.pdf
[5] https://www.congress.gov/117/bills/hr2617/BILLS-117hr2617enr.pdf
[6] Request for Comments on Community Outreach Office Locations in the Southwest States
[7] アリゾナ州、テキサス州、ニューメキシコ州、オクラホマ州、カンザス州、ミズーリ州の6州。